

第 10 章 行政機関個人情報保護	136
1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の対応状況について	136

第10章 行政機関個人情報保護

1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の対応状況について

(1) 個人情報ファイルの状況

経済産業省は、審議会名簿や許認可に基づく個人情報を有しており、2017年3月31日現在の経済産業省、電力・ガス取引監視等委員会、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁の個人情報ファイルの数は、135となっている。個人情報ファイルについては、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、個人情報ファイル簿を作成し、公表している。

(2) 開示義務、開示の決定・実施等

行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求があった場合、不開示情報を除いて、原則として開示しなければならず、開示請求があった翌日から30日以内に、全部開示、全部不開示、部分開示を決定する。ただし、30日以内の期間延長及びそれ以上の期間延長の特例措置も規定されている。

開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が含まれる場合、開示の決定に際し当該第三者に意見提出の機会を付与することができる。

開示は、文書、図画等の閲覧、写しの交付等により実施する。

(3) 不服申立て、訴訟

2016年度における不服申立ては29件、訴訟の実績はない。

(ア) 不服申立て

開示決定等に不服がある開示請求者等は、行政機関に対して不服申立てを行うことができる。行政機関は、不服申立てに対する裁決等（全部開示をする場合及び不適法な不服申立てを却下する場合等を除く）をする際、総務省におかれる情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(イ) 訴訟

開示請求者等は開示決定等の取消し又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決等の取消しを求める訴訟を提起することができる。

(4) 監査の状況

2016年度においては、2017年11月から2017年3月にかけて、保有する個人情報について、その取扱い及び管理の方法について監査を実施した。

(5) 保有個人情報の漏えいの状況

2016年度に、経済産業省において計27件の保有個人情報の漏えい事案が発生し、職員に対して、再発防止のための研修や注意喚起を実施した。

■2016年度における行政機関個人情報保護法施行状況

(1) 開示請求件数

	個人情報保護窓口での新規受付件数		
	計	本省庁	地方支分部局
経済産業省	20	15	5
電力・ガス取引監視等委員会	0	0	-
資源エネルギー庁	0	0	0
特許庁	155	155	-
中小企業庁	0	0	-
合計	175	170	5

(2) 開示決定等件数

	開示決定等件数			
	計	開示決定		不開示決定
		全部開示	部分開示	
経済産業省	21	12	4	5
電力・ガス取引監視等委員会	0	0	0	0
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	164	164	0	0
中小企業庁	0	0	0	0
合計	185	176	4	5